

貨物自動車運送事業の許可取消処分

NO	事業者名	主たる事務所の位置	処分年月日	行政処分の内容	違反条項	違反行為の概要	備考
1	栗正運輸倉庫(株)	埼玉県行田市大字 谷郷	平成18年7月20日	貨物自動車運送事業 法第33条の規定に 基づく許可取消処分	貨物自動車運送事業 法第34条第1項	自動車検査証返納命令 違反及び自動車登録番 号標領置命令違反	所在不明事業者
2	(有)綾南	埼玉県北本市本宿	平成18年7月20日	貨物自動車運送事業 法第33条の規定に 基づく許可取消処分	貨物自動車運送事業 法第34条第1項	自動車検査証返納命令 違反及び自動車登録番 号標領置命令違反	所在不明事業者
3	(有)坂本運輸	埼玉県大里郡寄居町 大字寄居	平成18年7月20日	貨物自動車運送事業 法第33条の規定に 基づく許可取消処分	貨物自動車運送事業 法第34条第1項	自動車検査証返納命令 違反及び自動車登録番 号標領置命令違反	所在不明事業者